

上尾市老人福祉法に基づく措置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 1 4 号

上尾市老人福祉法に基づく措置規則の一部を改正する規則

上尾市老人福祉法に基づく措置規則（平成 1 8 年上尾市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「老人ホーム入所判定審査票（第 1 号様式）による」を「その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について、」に改める。

第 3 条中「第 2 号様式」を「第 1 号様式」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 3 号様式」を「第 2 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 4 号様式」を「第 3 号様式」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 5 号様式」を「第 4 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 6 号様式」を「第 5 号様式」に、「第 7 号様式」を「第 6 号様式」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 8 号様式」を「第 7 号様式」に、「第 9 号様式」を「第 8 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 1 0 号様式」を「第 9 号様式」に、「第 1 1 号様式」を「第 1 0 号様式」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 1 2 号様式」を「第 1 1 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 1 3 号様式」を「第 1 2 号様式」に改める。

第 9 条中「第 1 4 号様式」を「第 1 3 号様式」に改める。

第 1 号様式を削り、第 2 号様式を第 1 号様式とし、第 3 号様式から第 1 4 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の上尾市老人福祉法に基づく措置規則（以下「旧規則」という。）第 2 号様式から第 4 号様式ま

で、第 6 号様式から第 8 号様式まで、第 9 号様式及び第 1 2 号様式による書類は、それぞれ、改正後の上尾市老人福祉法に基づく措置規則（以下「新規則」という。）第 1 号様式から第 3 号様式まで、第 5 号様式から第 7 号様式まで、第 8 号様式及び第 1 1 号様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に提出されている旧規則第 5 号様式、第 1 0 号様式、第 1 1 号様式、第 1 3 号様式及び第 1 4 号様式による書類は、それぞれ、新規則第 4 号様式、第 9 号様式、第 1 0 号様式、第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式によるものとみなす。